

若狭湾サイクリングルートロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、若狭湾サイクリングルートロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定める。

(仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、別添「若狭湾サイクリングルートロゴマニュアル」に基づくものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、若狭湾サイクリングルート推進協議会（以下、「協議会」という。）に帰属する。

(使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、あらかじめ、「若狭湾サイクリングルートロゴマーク使用申請書」（様式第1号）を協議会会長（以下、「会長」という。）に提出し、その許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 協議会に構成される団体および協議会幹事会（「以下、幹事会」）に構成される団体
- (2) テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合
- (3) 協議会が後援又は協議会が出動するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

2 前二項の規定にかかわらず、ロゴマーク等の利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用届の提出を要しない。

(使用承認)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、「若狭湾サイクリングルートロゴマーク使用承認通知書」（様式第2号）により、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、会長は、使用申請者に対して必要な条件を付すことができる。

- (1) 協議会の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 「若狭湾サイクリングルートロゴマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。

- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (5) 宗教的行事・活動および政治的活動等に使用し、または使用するおそれのあるとき。
- (6) 使用申請者またはその役員等（相当の責任の地位にある者を含む。）が、福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められるとき。
- (7) その他会長が使用について不相当と認めたとき。

（使用料）

第 7 条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（遵守事項）

第 8 条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会長が認めた用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 第 2 条に規定する仕様に従うこと。
- (3) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

（改善の指示等）

第 9 条 会長は、使用者が前条の遵守事項を遵守していないと認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

- 2 会長は、使用者が前項の改善指示に従わない場合、ロゴマークの使用中止を指示することができる。
- 3 前項において、使用中止の指示を受けた使用者およびその関係者に損害が生じた場合であっても、協議会はその賠償の責を負わない。

（使用者の責任）

第 10 条 使用者がロゴマークの使用により協議会に損害を与えた場合、会長はその賠償を請求することができる。

- 2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、協議会は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

（調査等）

第 11 条 会長は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について調査を行い、または使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(使用実績の報告)

第12条 会長は、使用者に対し、ロゴマークの使用に関する事項について、資料の提出または報告を求めることができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの使用および管理に関して必要な事項は、会長が別途定める。

附則

この規定は、令和4年4月27日から施行する。